



COD-K-343-02

*2022 年 4 月作成(第 2 版)
2021 年 3 月作成(第 1 版)

医療機器届出番号 13B1X00204SC0024

機械器具 58 整形用機械器具
一般医療機器 骨手術用器械 JMDN コード 70962001

Matrix Rib 手術器械

*【形状・構造及び原理等】

1. 組成

ステンレス鋼、アルミニウム合金

2. 形状・構造

- ・本品は、骨接合手術等の骨手術に用いる手動式の手術器械である。
- ・本品は、再使用可能である。

デプスゲージ 2.7mm
Matrix Rib プレート把持鉗子
Matrix Rib ドリルガイドプレート用 径 2.2 mm 用
Matrix Rib ドリル先
カリパー
マレット
ユニバーサルカリパー
ドリル先 135 mm 径 2.2 mm
Matrix Rib ベンディングブライヤー
Matrix Rib 90° ドライバー用ドライバー先
Matrix Rib 90° ドライバー用ドリルガイド

Matrix Rib ドリルガイド
Matrix Rib カニューラ
Matrix Rib トロッカー
Matrix Rib 90° ドライバー用ドリル先
Matrix Rib プレート用テンプレート
デプスゲージ MatrixMandible 用
レトラクターフォーセプス
Matrix Rib カリパーフォーセプス
Matrix Rib プレート用セルフドリリングスクリューガイド

【使用目的又は効果】

骨接合手術等の骨手術に用いる。

【使用方法等】

1. 使用前

- ・本品は未滅菌品であるので、使用に先立ち次の条件で高圧蒸気滅菌してから使用すること。

<推奨する滅菌条件>

高圧蒸気滅菌(プレバキューム型)

プレバキューム	最低滅菌温度	最低滅菌時間	最低乾燥時間
最低 3 回	132℃	4 分間	20 分間
	134℃	3 分間	20 分間

温度が 140℃を超えないようにすること。

2. 使用時

- ・本品の使用方法は、「骨手術用器械」の一般的な使用手順による。
- ・詳細は、併用するインプラントの手技書を参照すること。

手技書を参照してください。

3. 使用方法等に関連する使用上の注意

- (1) インプラント留置の完了後、何らかの破片や変更を加えたパーツがあれば、承認された鋭利物廃棄容器に入れて廃棄すること。
- (2) インプラント留置中は、破損片が生じる可能性があるため、灌流すること。
- (3) ドリリングを行う際は、以下の点に注意すること。
 - 1) 気胸のリスクを避けるため、必要以上に深く穴を開けないこと。
 - 2) 骨への熱損傷を避けるため、ドリリング中は灌流すること。
 - 3) ドリルの回転速度は、1,800 rpm を越えてはならない。これ以上の回転速度では、熱による骨壊死、ドリリングされる穴が大きくなりすぎる可能性があり、固定不足となる可能性がある。
- (4) 肋骨の厚さを確認する際は、デプスゲージの先端を肋骨の後部皮質を超えて挿入しないこと。
- (5) プレートを肋骨に当てる際には、肋骨上縁から鉗子を挿入すること。[肋骨下縁にある神経や血管の損傷を避けるため。]

*【使用上の注意】

1.重要な基本的注意

- (1) プリオン病感染予防ガイドラインで示されているハイリスク手技に使用された場合、機器の使用後は最新のガイドライン及び添付文書の記載内容に従って機器を処理すること。
- (2) 本品がプリオン病のリスクの高い患者、感染症患者への使用及びその汚染が疑われる場合には、製造販売業者又は貸与業者に連絡すること。
- (3) クロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)、変異型 CJD、その他の伝達性海綿状脳症(TSE)及び関連する感染症の患者、又はその疑いのある患者に対しては、単回使用の機器を使用して治療することが推奨される。使用したすべての機器は、地域の手順やガイドラインに従って安全に廃棄すること。

2.不具合・有害事象

(1)重大な不具合

- 1)破損
- 2)変形

(2)重大な有害事象

- 1)組織反応
- 2)アレルギー反応
- 3)感染
- 4)臓器や周辺組織への損傷
- 5)神経・血管損傷
- 6)脊髄圧迫および/または打撲傷
- 7)末梢神経圧迫および/または打撲傷
- 8)骨損傷(骨折、骨溶解、骨壊死等)
- 9)軟部組織損傷
- 10)軟部組織刺激
- 11)変形治癒/癒合不全
- 12)疼痛、不快感
- 13)使用者の負傷

3.高齢者への適用

高齢者は骨粗鬆症などにより骨量や骨質が不十分な場合があり、慎重に使用することが重要であり、また、本品の使用における安全性および有効性のため、治療において十分に注意する必要がある。

【保管方法及び有効期間等】

<保管方法>

- (1)製品は直射日光や高温多湿を避け、乾燥した清潔な環境下で保管すること。
- (2)保管中は器械が損傷しないように十分注意すること。

*【保守・点検に係る事項】

<使用者による保守点検事項>

- 1.本品使用後はできるだけ早く以下の手順を参考にして、洗浄、すすぎ等の汚染除去を行い、血液等異物が付着していないことを目視で確認したのち、高圧蒸気滅菌を行い、保管すること。
- 2.ジョイント部を持つ器具やドリルスリーブ等の中空構造を持つ器具については、隙間部に血塊等が残存しないよう、術中の使用毎に濯ぎを行い、術後速やかに入念に洗浄すること。必要に応じて、手洗いや、超音波洗浄器を含めた各種洗浄器の使用、各種洗剤を

併用すること。

- 3.汚染除去に用いる洗剤は、医療用中性洗剤等、洗浄に適したものを選択し、適正な濃度で使用する。
- 4.鋭利部を持つ器具を洗浄するときは手洗い又はトレーを分けて洗浄すること。
- 5.洗浄後は腐食防止のために直ちに乾燥すること。
- 6.強アルカリ/強酸性洗剤・消毒剤は器具を腐食させるおそれがあるので、使用を避けること(推奨:pH7~9.5)。洗浄にはやわらかいブラシ、スポンジ等を使用し、金属たわし、クレンザー(磨き粉)は器具の表面が損傷するので汚染除去および洗浄時には使用しないこと。
- 7.塩素系及びヨウ素系の洗剤・消毒剤は使用を避けること。
- 8.超音波洗浄器で同時に処理できるのは、金属組成の類似した製品に限られるので、注意すること。
- 9.器具は、器具用トレー及びケースと別々に洗浄すること。器具用トレー及びケースは、滅菌及び保管用として使用すること。
- 10.徒手にて分解が可能な箇所は、洗浄前に分解すること。
- 11.全ての器具を細部までしっかりと洗浄すること。
- 12.アタッチメントを水や洗浄溶液に侵漬しないこと。
- 13.洗浄後は、視覚的に確認できる汚れがないことを確認すること。汚れが残っている時は、再度洗浄を行うこと。
- 14.洗浄後、滅菌前に以下の項目について検査すること。
 - ・清浄度
 - ・破損(腐食(サビ、点食)、変色、過剰な擦り傷、剥離、割れ、摩耗等)
 - ・機能性(切断ツールの鋭利度、柔軟な機器の曲がり具合、ヒンジ部/ジョイント部/ロック部のほか、ハンドルやラチェット部、カップリングなどといった可動機構の動作)
 - ・製品番号(無い、かすれて見えない等)
- 15.ヒンジ部、ジョイント部及びボールプランジャ部のような可動部品や、ねじ部を有する器具には定期的に弊社専用のオイルを注油し、保全すること。
- 16.特別な指示や分解した器具用のケースが無い場合は、滅菌前に分解した器具を組み立てること。
- 17.推奨する滅菌条件は、十分に洗浄した器具に対してのみ適用されることに留意すること。
- 18.滅菌及び洗浄は、適切に設置、保全及び校正を行った滅菌器及び洗浄器を使用して行うこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者の名称: ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社
URL:depusynthes.jp